（大学連携推進室）

第二十三条　技術振興・大学連携推進課に、大学連携推進室を置く。

2・3　［略］

［削る］

（企画官）

第二十四条　研究開発課に、企画官一人を置く。

2　企画官は、命を受けて、研究開発課の所掌事務のうち国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の組織及び運営一般に関する重要事項その他重要事項の企画及び立案に参画する。

（計量行政室）

第二十五条　基準認証政策課に、計量行政室を置く。

2・3　［略］

［削る］

（地球環境対策室、環境経済室及びエネルギー・環境イノベーション戦略室並びに環境技術戦略企画官）

第二十六条　環境政策課に、地球環境対策室、環境経済室及びエネルギー・環境イノベーション戦略室並びに環境技術戦略企画官一人を置く。

2～7　［略］

8　環境技術戦略企画官は、命を受けて、経済産業省の所掌に係る地球環境保全に関する革新的な技術に関する研究及び開発並びに実用化に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務に参画する。

（地域経済部の所掌事務）

第二百三十条　［略］

2～5　［略］

6　四国経済産業局の地域経済部は、第一項に掲げる事務のほか、第二百三十一条第一項第八号から第十号までに掲げる事務及び第二百三十四条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

（産業部の所掌事務）

第二百三十一条　［略］

2　［略］

3　中国経済産業局の産業部は、第一項に掲げる事務のほか、第二百三十三条第一項各号及び第二百三十四条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

4～6　［略］

7　四国経済産業局の産業部は、第一項の規定にかかわらず、同項第一号から第七号まで及び第十一号から第二十六号までに掲げる事務のほか、第二百三十三条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

（大学連携推進室及び企画官）

第二十三条　技術振興・大学連携推進課に、大学連携推進室及び企画官一人を置く。

2・3　［略］

4　企画官は、命を受けて、技術振興・大学連携推進課の所掌事務のうち国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の組織及び運営一般に関する重要事項その他重要事項の企画及び立案に参画する。

第二十四条　削除

（計量行政室及び基準認証戦略企画官）

第二十五条　基準認証政策課に、計量行政室及び基準認証戦略企画官一人を置く。

2・3　［略］

4　基準認証戦略企画官は、命を受けて、経済産業省の所掌に係る基準・認証制度に関する企画及び立案に関する事務並びに関係事務に参画する。

（地球環境対策室、環境経済室及びエネルギー・環境イノベーション戦略室）

第二十六条　環境政策課に、地球環境対策室、環境経済室及びエネルギー・環境イノベーション戦略室を置く。

2～7　［略］

［新設］

（地域経済部の所掌事務）

第二百三十条　［略］

2～5　［略］

［新設］

（産業部の所掌事務）

第二百三十一条　［略］

2　［略］

3　中国経済産業局及び四国経済産業局の産業部は、第一項に掲げる事務のほか、第二百三十三条第一項各号及び第二百三十四条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

4～6　［略］

［新設］

備考　表中の［　］の記載は注記である。